

# いわき市農業委員会第27回農地部会議事録

## 1 開催日時

平成29年9月20日（水）13時00分から14時00分

## 2 開催場所

いわき市文化センター 2階 第1会議室

## 3 出席者（18人）

### (1) いわき市農業委員会農地部会（12人）

部会長 7番 蛭田 元起

部会長職務代理者 9番 高木 眞一

委員

1番 鈴木 克巳

13番 草野 庄一

2番 木村 茂 8番 佐藤 好弘

14番 佐川 良平

3番 大竹 公治 10番 青木 泰榮

4番 長瀬 紘 11番 小野 勝彦

5番 飯高 敬一

### (2) 事務局（6人）

鈴木 一徳 事務局次長

林 克伊 主任主査兼農地調整係長

近藤 一也 農地調整係 主査

宇佐見 剛 農地調整係 事務主任

石島 大輔 農地調整係 事務主任

西山 諒 農地調整係 事務主任

## 4 欠席者（3人）

6番 荒川 光弘

12番 鈴木 ヒデ子

15番 草野 久仁昭

## 5 会議の概要

- 農地部会長  
(以下、議長) それでは、只今から第27回農地部会を開催いたします。  
本日の通告欠席者は、6番 荒川光弘委員、12番 鈴木ヒデ子委員、15番 草野久仁昭委員の3名であります。只今15名中、12名が出席しておりますので、本日の部会は「成立」しておりますことをご報告いたします。  
次に、議事録署名人の選任でございますが、署名人2名を議長指名することに、ご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 ご異議がないようですので、指名いたします。  
8番 佐藤好弘委員、10番 青木泰榮委員にお願いいたします。  
それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、又前回開催されました農政振興部会の報告を事務局から説明をお願いします。
- 林係長 取下げ、訂正、追案等について説明いたします。  
「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」において訂正が1件、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において訂正が1件ございます。  
詳細につきましては議案説明の際、担当者から説明いたします。  
外、取下げ、訂正、追案等はございません。
- 鈴木次長 それでは事務局より、8月21日に開催されました第24回農政振興部会の審議結果についてご報告いたします。  
「農地等の利用の最適化の推進に関する意見等」について、7月の農政振興部会の協議内容を反映した原案を、9月の農政振興部会に議案として提出することとしたところでございます。  
農政振興部会の結果報告につきましては、以上でございます。
- 議長 それでは議事に入ります。  
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。  
今回、事務局にも精査させましたが、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際申し出て下さい。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

宇佐見主任

議案書の3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1番、申請地、平、地目はすべて畑、面積は1,513㎡でございます。権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。

外6件、7番までは売買による所有権の移転でございます。

続きまして、8番、申請地、四倉町、地目はすべて畑、面積は2,492㎡でございます。

権利移動事由は、賃借権の設定でございます。

外2件、10番までは賃借権の設定でございます。

今月の3条申請面積は、田6,343㎡、畑8,413㎡、合計14,756㎡です。

番号1番から10番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

説明は、以上です。

議 長

只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。

まず、平2区、お願いいたします。

宇佐見主任

番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長

続いて、小名浜・常磐地区、お願いいたします。

14番佐川委員

番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長

続いて、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。

8番佐藤委員 番号3、4、5、6、8、9、10番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 続いて、小川・川前地区、お願いいたします。

13番草野委員 番号7番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。  
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。  
次に、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

林係長 (議案書朗読)  
詳細につきましては、担当者が説明いたします。

近藤主査 議案書6ページをお開き願います。  
まず、1点議案書の訂正がございます。議案書6ページの番号1番の案件について、所在地番のハイフン以降が切れてございますので、ハイフンの後に「2」を追記くださるようお願いいたします。  
では、議案第2号、農地法第4条第1項許可を説明いたします。  
お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。  
1番、申請地、大久町、地目は畑、転用面積392㎡でございます。

転用目的は、太陽光発電システムでございます。

事業の確実性についてですが、申請地は自己所有の農地ですが、自宅より離れており、耕作に不便をきたしておりました。これまでは、サツマイモを耕作しておりましたが、高齢となり耕作もままならなくなったため、今後の収入源として太陽光パネルを設置したいという案件であり、事業実施は確実であると思われま

す。2番、申請地、遠野町、地目は畑、転用面積163㎡でございます。転用目的につきましては、自己住宅敷地でございます。

事業の確実性についてですが、譲受人世帯は、震災以前は夫婦2名で生活しておりましたが、震災以降、娘夫婦及び孫3名と同居して生活しております。現住宅は古く、不便及び手狭なため、住宅を建て替える案件であり、事業実施は確実であると思われま

す。以上2件、畑555㎡となりまして、合計もそのまま555㎡となります。説明は以上です。

議長 只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。まず、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。

5番飯高委員 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議長 続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。

石島主任 番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認め、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任

議案書8ページをお開き願います。

まず、議案に入る前に1点議案書の訂正がございます。議案書8ページの番号2番の案件につきまして、転用目的が「資材置場」となっておりますが、「重機置場」に訂正願います。

では、議案第3号、農地法第5条第1項許可を説明いたします。

配付しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いします。

1番、申請地、平、登記地目は田 登記面積 544 m<sup>2</sup>、実測面積 541.61 m<sup>2</sup>でございます。

権利の移動事由につきましては、賃借権の設定でございます。

転用目的につきましては、自動車修理工場敷地でございます。

事業実施の確実性につきましては、申請法人は昭和39年より平字古鍛冶町地内において、自動車整備工場を主とした事業を営んできましたが、新しい技術に対応した設備機器の導入や知識習得環境の整備のため、従来の工場を移転し、事業の発展に勤めていきたいという案件であり、事業実施は確実であると思われま。

2番、申請地、平、登記地目は畑、面積 207 m<sup>2</sup>でございます。

権利の移動事由につきましては、売買による所有権の移転でございます。

転用目的につきましては、重機置場でございます。

事業実施の確実性につきましては、申請法人は双葉郡で建設業を行っていましたが、帰宅困難地域に指定されて以降は、いわき市に出張所を設けて事業を行っております。現在は、工事現場に重機を置いていますが、盗難の恐れがあり、自宅隣地に場所を設けて管理していきたいという案件であり、事業実施は確実であると思われま。

3番、申請地、平、登記地目は畑、登記面積 272 m<sup>2</sup>、実測面積 337.24 m<sup>2</sup>でございます。

権利の移動事由につきましては、使用貸借権の設定でございます。  
転用目的につきましては、一般住宅の敷地でございます。

事業実施の確実性につきましては、申請人は現在、家族と神奈川県  
の賃貸物件に住んでおりますが、住居が手狭になってきたことか  
ら、実家隣接地に分家住宅を建築し、両親の面倒を見ながら生活  
していきたいという案件であり、事業実施は確実であると思われま  
す。

4番、申請地、鹿島町、登記地目は田1筆、畑1筆、転用面積958  
㎡でございます。

権利の移動事由につきましては、賃借権の設定でございます。  
転用目的につきましては、駐車場でございます。

事業実施の確実性につきましては、譲受人が経営する幼稚園及び  
保育園には280名の園児が在籍していますが、現在、園児が十分な  
運動をする場所が無く、その場所を確保するため、園庭に駐車して  
いる職員の私用車及び園児送迎用のマイクロバスを駐車する駐車  
場が必要な案件であることから、事業実施は確実であると思われま  
す。

5番、申請地、鹿島町、地目は田1筆、畑2筆、転用面積は3,224  
㎡のうち2,340.82㎡でございます。

権利の移動事由につきましては、賃借権の設定でございます。  
転用目的につきましては、通路及び資材置場でございます。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は公営災害復興住宅工  
事、都市公園工事等の数多くの事業に追われ、資材置場確保に苦慮  
しております。現在、譲受人が資材置場としている鹿島町米田字柿  
作地内の土地について、地権者から返還を求められており、事業を  
維持するため、その代替地が早急に必要ことから事業実施は確実  
であると思われます。

6番、申請地、常磐上矢田町、登記地目は畑、転用面積478㎡で  
ございます。

権利の移動事由につきましては、所有権の移転でございます。  
転用目的につきましては、駐車場でございます。

事業実施の確実性につきましては、譲受人の父が営業している車  
両整備工場付近に車両駐車場が必要な案件であることから事業実施  
は確実であると思われます。

7番、申請地、好間町、登記地目は畑、登記面積354㎡、実測面  
積354.47㎡でございます。

権利の移動事由につきましては、贈与による所有権の移転ござ  
います。

転用目的につきましては、分家住宅でございます。

事業実施の確実性につきましては、申請人は現在、実家に隣接す

る農業倉庫を改築し、家族4人で生活しておりますが、子供の成長に伴い、手狭になってきたことから、実家隣接地に分家住宅を建築し、両親及び祖母の面倒を見ながら生活していくという案件であり、事業実施は確実であると思われま

す。8番、申請地、久之浜町、登記地目は畑、面積864㎡でございます。

権利の移動事由につきましては、売買による所有権の移転でございます。

転用目的につきましては、駐車場・コンテナ置き場敷地であります。

事業実施の確実性につきましては、申請法人は現在、解体業を営んでおり、その際に排出される廃棄物の運搬業も行っております。震災前は、いわき市内を中心に業務を行っていましたが、近年は双葉郡の仕事も増加しております。重機やコンテナは、現状現場に置いて凌いでいるところではありますが、慢性的に重機・コンテナ置場が不足しているため、双葉方面に近い当該地に重機・コンテナ置場を建設したいという案件であり、事業実施は確実であると思われま

す。9番、申請地、遠野町、登記地目は田、転用面積1,607㎡でございます。

権利の移動事由につきましては、賃借権の設定でございます。

転用目的につきましては、太陽光発電敷地でございます。

事業実施の確実性につきましては、当該地に農作業の手が回らず、農業収入を得るには面積が狭く、太陽光発電用地として貸付けを行えば土地が管理され、譲渡人に農業収入に代わる地代が入り、現在の農業収入の支えになることから、事業実施は確実であると思われま

す。10番、申請地、遠野町、登記地目は田、転用面積770㎡でございます。

権利の移動事由につきましては、賃借権の設定でございます。

転用目的につきましては、大型自動車駐車場・待避所敷地でございます。

事業実施の確実性につきましては、木材製品を大幅に増産することになり、譲受人の所有敷地を製品倉庫として活用することになりました。製品倉庫への大型車両の搬入は1日約20~30台になる予定であり、県道から当製品倉庫までの道路を利用する地域住民から大型車両の待避所等の安全処置をするよう要望がある案件であることから、事業実施は確実であると思われま

11番、申請地、小川町、登記地目は田、面積374㎡でございます。権利の移動事由につきましては、売買による所有権の移転でございます。

転用目的につきましては、資材置場兼家庭菜園でございます。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は高齢であり、3年前から東京に住む家族のもとへ移住したため、当該農地の管理に苦慮しておりましたが、小川地区に住む譲受人から、家庭菜園や資材置場として有効活用したいとの話があり、譲渡人もそれに応じたことから申請に至った案件であり、事業実施は確実であると思われま

す。番号12番は、工事中仮設用地に伴う一時転用案件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上12件、面積の合計は、田7,119.56㎡ 畑2,314.26㎡となりまして、合計は9,433.82㎡となります。説明は以上です。

議長 只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。まず、平1区、お願いいたします。

4番長瀬委員 番号1、2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議長 続いて、平2区、お願いいたします。

近藤主査 番号3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議長 続いて、小名浜・常磐地区、お願いいたします。

14番佐川委員 番号4、5、6番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議長 続いて、内郷・好間・三和地区、お願いいたします。

3番大竹委員 番号7番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

- 報告は以上です。
- 議長 続いて、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。
- 5番飯高委員 番号8番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。
- 議長 続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。
- 石島主任 番号9、10番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。
- 議長 続いて、小川・川前地区、お願いいたします。
- 13番草野委員 番号11番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。
- 議長 続いて、事務局からお願いいたします。
- 近藤主査 番号12番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。
- 議長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。
- (意見なしの声)
- 議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。  
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 ご異議なしと認め、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定によ

る許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第4号 いわき市農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いします。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

議案書11ページをお開き願います。

農用地利用集積計画第12号から13号の内容について説明いたします。

第12号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。

実施地区は、勿来、四倉。

借り手1名、貸し手76名、対象筆数、田242筆、畑1筆、地目及び面積、田457,953㎡、畑1,130㎡となっております。

第13号は、新たに利用権(賃貸借)を設定する事案でございます。

実施地区は、久之浜・大久。

借り手1名、貸し手1名、対象筆数、田2筆、地目及び面積、田4,074㎡となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度第12号。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成29年9月29日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、瀬戸町外4筆、現況地目、田、面積7,980㎡、外75件、詳細につきましては、記載のとおりです。

22ページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度第13号。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成29年9月29日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明

したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、大久町外1筆、現況地目、田、面積4,074㎡です。

以上、第12号から13号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議長 只今、事務局より、議案第4号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。  
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(意義なしの声)

議長 ご異議なしと認め、「議案第4号 いわき市農用地利用集積計画について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」事務局より説明をお願いします。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任 議案書26ページをお開き願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたためお諮りするものです。

番号1番、土地の所在は、四倉町外31筆、現況地目、田、面積23,515㎡、外23件、詳細につきましては、記載のとおりです。

なお、今回の農用地利用配分計画(案)は平成29年8月21日に開催しました第26回農地部会で議決した農用地利用集積計画に基づいて

作成されたものの外、先ほど可決されました「議案第4号 いわき市農用地利用配分計画」に基づく配分計画の意見聴取依頼がありました。

これは、農地中間管理事業に関する交付金の申請のため、9月及び10月に農地中間管理事業の申請が集中しており、業務負担分散のため、農用地利用集積計画と同月での農用地利用配分計画の意見の決定を、公社より依頼されたものです。

なお、農用地利用集積計画作成と農用地利用配分計画作成を並行して進めることについては、6月の農地部会で一度ご説明した通り、手続き上、問題はございません。

また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。  
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(意義なしの声)

議長 ご異議なしと認め、「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」原案のとおり可決いたします。

次に、「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

- 石島主任 議案書の30ページをお開き願います。  
農地法第4条届出について、説明いたします。  
番号1番、土地の所在地は常磐水野谷町、登記地目は畑、面積は119㎡、転用目的は駐車場、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成29年8月16日、受理年月日は平成29年8月7日でございます。  
外5件ございました。  
31ページをお開きください。  
合計面積は、田328㎡、畑1,270.31㎡、合計1,598.31㎡でございます。  
以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。
- 議長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。  
次に、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。
- 林係長 (議案書朗読)  
詳細につきましては、担当者が説明いたします。
- 石島主任 議案書の33ページをお開き願います。  
農地法第5条届出について、説明いたします。  
番号1番、土地の所在地は泉町、登記地目は畑、面積は844㎡、転用目的は一戸建住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成29年9月1日、受理年月日は平成29年8月7日でございます。  
外23件ございました。  
37ページをお開きください。  
合計面積は、田3,148.18㎡、畑6,257.59㎡、合計9,405.77㎡でございます。  
以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。
- 議長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。  
次に、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明を願います。
- 林係長 (議案書朗読)

	<p>詳細につきましては、担当者が説明いたします。</p>
宇佐見主任	<p>議案書の39ページをお開き願います。</p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。</p> <p>1番、所在地は四倉町、現況地目は田、面積は3,111㎡でございます。</p> <p>土地の引渡し時期は平成29年8月23日でございます。</p> <p>外31件、田が204,330㎡、合計面積は204,330㎡でございます。</p> <p>以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。</p>
議 長	<p>以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、「報告第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」事務局より説明を願います。</p>
林係長	<p>(議案書朗読)</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明いたします。</p>
石島主任	<p>議案書46ページをお開き願います。農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて説明いたします。</p> <p>番号1番、取消願出の土地は、遠野町、地目は田、面積は1,389㎡でございます。</p> <p>こちらについては、平成29年4月20日開催の第22回農地部会において審議された、農地法第5条の許可の取消でございます。</p> <p>以上、農地法第5条の規定による許可処分の取消願いがありましたので報告いたします。</p>
議 長	<p>以上、事務局説明のとおり、許可処分の取消でありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、「報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」事務局より説明を願います。</p>
林係長	<p>(議案書朗読)</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明いたします。</p>
西山主任	<p>議案書の48ページをお開き願います。</p>

引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、ご説明いたします。

8月中には1件の証明願があり、相続税の納税猶予についての案件でありました。

面積は、田4,378㎡、畑816㎡、合計5,194㎡になります。

審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付いたしました。

以上につきまして、事務局長が専決処分致しましたので、ご報告します。

議長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、皆様から、その他について何かございませんか。

林係長 その他としまして、農地法第3条許可申請に係る現地調査時の調査体制の変更につきまして、事務局より提案がございます。

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

宇佐見主任 農地法第3条許可申請に係る現地調査時の調査体制の変更（案）について、説明させていただきます。

【資料をもとに説明】

議長 以上、事務局説明のとおり提案がありました。承認される場合は、拍手をお願いします。

（拍手にて承認）

議長 その他、何かございませんか。

13番草野委員 「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」利用権設定後耕作面積が5,000㎡に満たない案件があるが、問題はないのですか。

林係長 農業経営基盤強化促進法の利用権設定において、借り手の耕作面積の下限要件は法律上ありません。

本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件が定められており、農地法の要件を基準として、案件ごとに判断を行っております。

議 長

それでは、本日の審議等は、全て終了いたしましたので、第27回農地部会は、これをもちまして閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。